

大阪府内の私立高等学校等の 授業料無償化制度(2020年度から)について

2020年4月から国が実施する「高等学校等就学支援金」の制度改正が予定されており、年収めやす590万円未満世帯の生徒を対象に支給の上限額が上げられる予定です。

大阪府民の方で、大阪府が実施する「高等学校等授業料支援補助金」の対象となる場合は、保護者の負担額に変更はございません。生徒一人あたりの保護者負担額は以下の表のとおりとなりますので、ご参照ください。

なお、所得の判定が「所得割額」から「課税所得」に変更されることにより、保護者の年収めやすの区分が変わる場合があります。

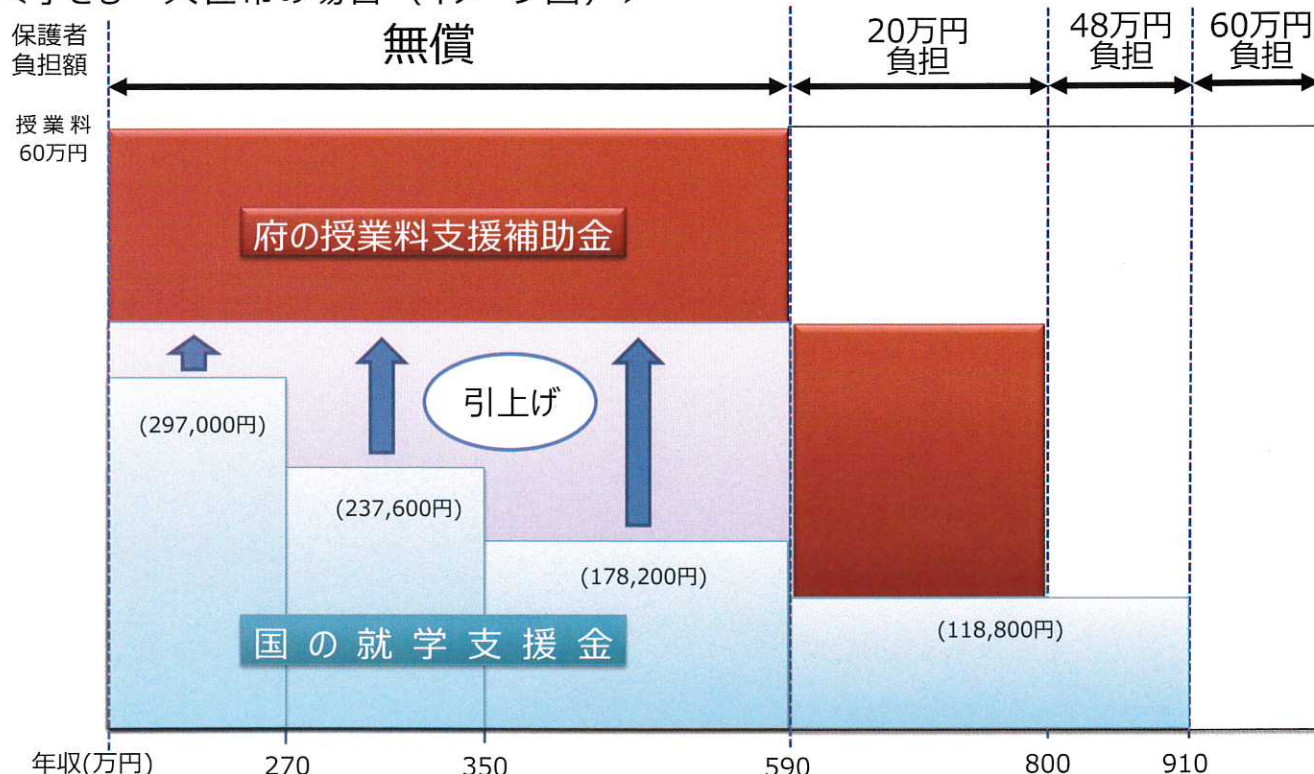
■ 生徒1人あたりの保護者負担額（年額）

<授業料が60万円の場合>

年収めやす※	子ども一人	子ども二人	子ども三人以上
～590万円未満	無償	無償	無償
590万円～800万円未満	20万円	10万円	無償
800万円～910万円未満	48万円	30万円	10万円
910万円～	60万円	60万円	60万円

※年収は、両親・高校生・中学生の4人の家族で、両親の一方が働いている場合のめやすです。

<子ども一人世帯の場合（イメージ図）>



※大阪府以外の高等学校等に進学された場合、国の就学支援金分が支援されることとなります。

（進学先の都道府県において、独自の授業料支援を行う場合があります。）

文部科学省のwebサイトには、各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、2020年度以降の制度に関する最新情報などが掲載されます。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索

【問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピッとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課 私立高等学校等授業料支援補助金担当

電話：06-6941-0351（代）

FAX：06-6210-9276